

第 2 7 号 議 案

新宿区立公園条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 1 9 日

提出者 新宿区長 吉住 健一

新宿区立公園条例の一部を改正する条例

新宿区立公園条例（昭和 50 年新宿区条例第 28 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 電柱又は標識の項中「3,621 円」を「3,843 円」に改め、同表水道管、下水道管、ガスパ管又は電線の項中「1,627 円」を「1,708 円」に改め、同表鉄塔の項及び変圧塔、マンホールの類の項中「2,712 円」を「2,847 円」に改め、同表郵便差出箱又は信書便差出箱の項中「1,084 円」を「1,138 円」に改め、同表公衆電話所の項中「2,712 円」を「2,847 円」に改め、同表地下の占用物件の項中「1,038 円」を「1,245 円」に、「796 円」を「854 円」に改め、同表高架の占用物件の項中「796 円」を「955 円」に改め、同表天体、気象又は土地の観測施設の項中「1,184 円」を「1,420 円」に改め、同表写真撮影のための臨時的な占用の項中「29,020 円」を「34,824 円」に改め、同表新宿中央公園変電所の項中「2,778 円」を「2,825 円」に、「1,389 円」を「1,412 円」に改め、同表新宿遊歩道公園地下駐車場又は洞道の項中「4,252 円」を「4,332 円」に改め、同表その他の占用の項中「88 円」を「94 円」に改める。

別表第 2 中「4,029 円」を「4,092 円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の新宿区立公園条例の規定により、既に納付すべきものとされているこの条例の施行の日以後の占用に係る占用料及び使用に係る使用料については、なお従前の例による。

（提案理由）

新宿区立公園の占用料及び使用料の上限額を改定する必要があるため